

佐久市立図書館システム更新業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐久市立図書館システム更新業務

2 目的

佐久市立図書館システムの更新にあたり、DX機能を備えた新たな図書館システムを導入し、利用者サービス向上を図るため、佐久市立図書館システム更新業務（以下「本業務」という）の公募型プロポーザルを実施する。

3 業務内容

別紙「佐久市立図書館システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
ただし、契約に係る仕様書は本プロポーザルにより決定する受託候補者の提案内容を基に、協議して決定する。

4 業務場所

佐久市立中央図書館及びサングリモ中込図書館、臼田図書館、浅科図書館、望月図書館

5 業務期間

(1) 図書館システム構築・機器導入期間

契約締結日～令和7年12月31日

(2) 図書館システム運用保守期間

令和8年1月1日～令和12年12月31日

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市立図書館システム更新業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

7 提案上限額

128,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 図書館システム導入・設定及び関連機器 101,200,000円

図書館システム・ソフトウェア運用保守（5か年）27,060,000円

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容を示すためのものであることに留意すること。また、上記限度額を超える提案は受け付けない。

なお、本業務は、本業務委託に係る予算が議決され、本予算の執行が可能となった時に、予算の範囲内で受託者と佐久市で協議のうえ随意契約により確定する。（受託者の提示金額に満たない場合がある。）

8 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる事業者は、本実施要領の公告日から受託候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（11（2）本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照）を提出し、審査委員会において、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者。
- (6) 公告日から遡って過去5年間において、公共図書館に対する図書館システムの導入実績を有すること。
- (7) 別紙「仕様書」に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。

9 選考日程（予定）

内容	期間等
公告	令和7年6月5日（木）
質問の受付（電子メール）	提出期限 令和7年6月12日（木） 17時15分【必着】
質問の回答（ホームページ）	令和7年6月17日（火）
参加表明・企画提案書等の受付（持参又は郵送）	提出期限 令和7年7月1日（火） 17時15分【必着】
一次審査（書類審査）	実施日 令和7年7月10日（木） 結果通知日 令和7年7月中旬 ※参加表明受付の際、市が確認した参加者が3者以下だった場合は、上記日程で一次審査を実施しない。
二次審査（プレゼンテーション審査）	実施日 令和7年7月24日（木） 結果通知日 令和7年7月下旬

10 質問

- (1) 提出期限 令和7年6月12日（木）17時15分まで【必着】
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(業者名)」とすること。

イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。

エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

(4) 回答方法 令和7年6月17日(火)までに佐久市ホームページで回答する。

11 参加表明

(1) 提出期限 令和7年7月1日(火) 17時15分まで【必着】

(2) 提出書類 参加表明書兼誓約書(様式2) 1部

なお、添付書類として、前記8(6)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し等を添付すること。本市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を同期限までに1部併せて提出すること。なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする(写し可)。

本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

ア 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式1】

イ 誓約書【追加申請様式2】

ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】

エ 佐久市税の納税証明書(本市に納税義務がある場合のみ)

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 各種料金の納付状況報告書(本市に納税義務がある場合のみ)【追加申請様式4】

キ 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)

ク 申請の直前1年間の財務諸表

ケ 印鑑証明書

コ 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式5】

サ 営業(業務)実績書(直前2年間の主な実績)【追加申請様式6】

(3) 提出方法 事務局への持参又は郵送【必着】

持参の場合は、月曜日(休館日)を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

(4) 提出先 長野県佐久市猿久保4-4-1 佐久市立中央図書館

12 企画提案

(1) 提出期限 令和7年7月1日(火) 17時15分必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書等提出届(様式4)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 会社概要書(様式5)

エ 前記8(6)に定める実績が確認できる書類等(例:契約書の写し等)

オ 業務執行体制(様式6)

カ 業務工程表(任意様式)

キ 参考見積書(様式7)

ク 参考見積書内訳書(任意様式)

ケ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R)

(3) 提出方法 前記11 (3) と同じ

(4) 提出先 前記11 (4) と同じ

(5) その他

ア 各提出書類とも(2)提出書類の順にインデックスをつけ、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

イ 正本(1部)には、業務名「佐久市立図書館システム更新業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。

ウ 副本(1部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。(電子媒体も同様とする。)

エ 提出は、1者につき1提案に限る。

オ 仕様書の「(別紙1)機器仕様書(5)その他 ウ調達に係る留意要件」に記載している佐久市内業者から機器を納入する場合は、その業者の「名称」、「住所」、「代表者氏名」を、前記12(2)オ 業務執行体制(様式6)⑥【その他】に記載すること。

13 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、以下により辞退届を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月4日(金) 17時15分まで

(2) 提出書類 辞退届(様式3)

(3) 提出方法 前記11(3)と同じ

(4) 提出先 前記11(4)と同じ

14 審査

(1) 一次審査(書類審査)

別添「評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者以内を選定する。

ア 実施日 令和7年7月10日(木)

イ 選考方法 審査委員が別紙「評価基準書」に基づき、審査・採点する。

参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

ウ 審査結果の通知 令和7年7月中旬(予定)に、全参加者へ審査結果を通知する他、一次合格者のみ二次審査への参加を依頼する。

エ 留意事項 市が参加を確認した者が3者以下だった場合は、上記アの日程で一次審査を実施しないこととし、参加者に通知する。ただし、一次審査分の審査、採点は二次審査に組み込んで行う。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 実施日 令和7年7月24日(木)

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、「参加資格確認結果通知」又は「一次審査の結果通知」と併せて連絡することとする。

ウ 実施時間 1者につき50分（準備5分、プレゼンテーション30分（デモも含む）、質疑15分）

エ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選考方法

（ア）実施順は、企画提案書の受付順とする。

（イ）審査委員が別紙「評価基準書」に基づき、審査・採点する。

審査委員ごとに、一次審査と二次審査の合計得点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を受託候補者とする。同順位がある場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

（ウ）選考結果は、全ての参加者に通知する。

（エ）参加者が1者になった場合でも審査を行う。

ただし、審査においては、配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準に満たない提案者は、選考の対象としない。

カ 結果の公表

令和7年7月下旬（予定）までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日受託候補者のみ佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

（ア）当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できる名刺等を用意すること。

（イ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

（ウ）プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

（エ）一次審査と二次審査の合計得点に最低基準点を設ける。

なお、参加者の得点が最低基準点に満たない場合は、失格とする。

15 契約の締結等

（1）受託候補者と、提案書の内容に基づいて協議し、随意契約による方法で契約する。

（2）受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、（1）と同様の方法により契約する。

16 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

（2）実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合

（3）提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

17 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (11) 本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。

18 事務局

〒385-0011

佐久市猿久保44番地1

佐久市 社会教育部 中央図書館 担当：金井

TEL：0267-67-2111

FAX：0267-67-7772

メールアドレス：tosyo@city.saku.nagano.jp